

社会福祉法人等利用者負担軽減制度のご案内



●社会福祉法人等利用者負担軽減制度とは

低所得で生活困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図るものです。

●対象者（下記の条件をすべて満たす方 または 生活保護受給者）

- ① 世帯全員が市民税非課税
- ② 年間収入が単身世帯で150万円以下、2人世帯で200万円以下、3人以上の世帯は1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ③ 預貯金等の金額が単身世帯で350万円以下、2人世帯で450万円以下、3人以上の世帯は1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ④ 自宅以外に不動産等を有していないこと
- ⑤ 他世帯の親族等から扶養されていないこと（税・社会保険）
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

条件を満たしていると思われる方は、下記連絡先まで
まずはお電話等でご相談ください。

●軽減割合

軽減対象事業所（→裏面参照）を利用する際の

介護サービス利用料、食費、居住費（滞在費）の1/4

（※生活保護受給者は居住費（滞在費）のみ軽減）

●申請にあたって必要な書類（令和7年8月1日～令和8年7月31日利用分）

- ・ご本人の健康保険証（コピー）
- ・ご本人及び世帯員の収入額が確認できるもの（源泉徴収票、年金支払額通知書等）（コピー）
- ・ご本人及び世帯員名義の預貯金通帳（コピー）
通帳の名義人・支店名・口座番号等のページ
通帳の令和6年1月以降現在までの振込履歴がわかるページ
通帳の定期預金等のページ（残高が0円でもないことを確認するためコピーが必要です）

申請書は下記 URL もしくは右 QR コードからダウンロードできます。

http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/KAIGO/KAIGO_RIYOU/RIYOUSYA_HUTAN/1386311072928.html



伊丹市介護保険課 （担当：中谷、筒井、森泉）
伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市役所1階（A-4番窓口）
TEL：072-784-8037 ／ FAX：072-784-8006

●注意点

以下の利用料は、この減免制度の対象外です。

- 介護老人保健施設（老健）及びそのショートステイ、介護医療院
- 医療法人や株式会社、NPO法人等が提供する介護サービス
- 生活保護受給者の宿泊費（小規模多機能型居宅介護）
- 特別養護老人ホーム及びショートステイの食費・居住費（滞在費）については、特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されていない場合

●伊丹市内軽減対象事業所

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団	伊丹市訪問介護事業所、伊丹南野ステップアップデイサービスセンター 伊丹荒牧デイサービスセンター、特別養護老人ホームケアハイツいたみ 特別養護老人ホームケアハイツなかの、看護小規模多機能居宅介護さくら サテライト型看護小規模多機能居宅介護さくら
社会福祉法人 協同の苑	ケイ・メゾンときめきデイサービス ケイ・メゾンときめきホームヘルプ 特別養護老人ホームケイ・メゾンときめき（特養・ショートステイ）
社会福祉法人 ジェイエイ 兵庫六甲福祉会	オアシス千歳ヘルパーステーション、オアシス千歳デイサービスセンター 特別養護老人ホームオアシス千歳（特養・ショートステイ） オアシス千歳リハビリデイサービスセンター オアシス伊丹池尻小規模多機能型居宅介護
社会福祉法人 翠松会	伸幸苑デイサービスセンター 特別養護老人ホーム伸幸苑（特養・ショートステイ） 特別養護老人ホーム伸幸苑野間（特養・ショートステイ）
社会福祉法人 ヘルプ協会	ぐろ～りあヘルパーステーション、訪問介護事業所ぶる～む ぐろ～りあデイサービスセンター、ぶる～むデイサービス 特別養護老人ホームぐろ～りあ（特養・ショートステイ）
社会福祉法人 明照会	あそか苑訪問介護、あそか苑デイサービスセンター パドマ館デイサービスセンター、パドマ館ショートステイ 特別養護老人ホームあそか苑 あそか苑ウパラ館、あそか苑プンダ館 あそか苑ももは、小規模多機能型居宅あそか苑ももは あそか苑みずほ、小規模多機能型居宅あそか苑みずほ
社会福祉法人 西谷会	特別養護老人ホーム憩～荻野～（特養・ショートステイ）

※市外の社会福祉法人でも、軽減の対象になる事業所があります。事業所に直接お問い合わせください。